**相活士月刊メールマガジン6月号　～ VOL32～**



相活士事務局です。第32回目のメールマガジンになります。

最後までご一読ください。

なお、相活士の方には週に２回、遺言相続ドットコムの掲載記事をみなさまのメールアドレスに送付しております（原則火曜日と金曜日）。

こちらの方もぜひご一読ください。

☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆

＜目次＞

1. 7月10日（金）法務局における自筆証書遺言保管制度がスタート！
2. メディア掲載情報
3. 遺言相続ドットコム本日更新内容
4. 相活士ONLINEリニューアルに伴い一時サイト閉鎖のお知らせ
5. 新型コロナウイルスに関する対応
6. 更新を迎える方へ
7. 相活士行動理念

☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆

１．7月10日（金）法務局における自筆証書遺言保管制度がスタート！

約40年ぶりに民法（相続法）が改正され、相続や遺言に関する制度や手続きが大きく変更されていることはこれまでにもご紹介してきました。2019年1月、本人による手書きでしか認められなかった自筆証書遺言の一部（財産目録のみ）にワープロやパソコンによる作成が認められたことに始まり、大取りである「法務局における自筆証書遺言の保管制度」が今年7月10日にいよいよ施行され、改正メニューがすべて実施されることになります。

このように、今回の一連の改正メニューの最初と最後が、（自筆証書）遺言に関するものであり、いかに遺言の普及に重点を置いているかが分かりますよね。

遺言は、人生最後の意思表示であり、それだけに法律的にも非常に大きな効力を持ちます。遺言によって、相続に関する争い、いわゆる“争う族”を回避することができるといっても過言ではありません。

遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の３つの方式がありますが、一般的には、遺言といえば公正証書遺言を指します。

まず、自筆証書遺言のメリットは、その手軽さにあります。思い立てばいつでも自分で書くことができますし、公証役場に足を運ぶ必要もなければ、証人も不要です。費用も基本的にはかかりません。

続いてデメリットですが、自分の死後に遺言を見つけてもらわなければ、まったく意味がなくなってしまいます。さらには、せっかく遺言を作っても内容や様式に致命的な不備があれば、たとえ遺言が見つかっても無効になったり、その解釈を巡って新たな争いを招いたりする可能性もあります。また、偽造や破棄、隠匿の恐れがどうしてもついて回るため、その信ぴょう性などが法廷で争われることもしばしばあります。さらに、自筆証書遺言は、相続発生後、開封時に家庭裁判所で「検認」を受けなければ有効になりません。

一方、公正証書遺言は、公証役場において「公正証書」として作成します。２人以上の証人の立会いにより、遺言者がその内容を公証人に口頭で伝えて作成してもらいます。公正証書遺言のメリットは、何といっても自筆証書遺言のような偽造や紛失（未発見）のリスクがないことです。遺言開封時の家庭裁判所の「検認」も不要です。とはいえ、作成にあたっては自筆証書遺言よりもはるかに手間と費用がかかり、遺言の内容を証人に知られてしまうという点はデメリットといえます。

そんな自筆証書遺言と公正証書遺言のそれぞれのデメリットを補完する新たな制度が、今回の法務局における自筆証書遺言保管制度です。

これまで自筆証書遺言は、自宅での保管が一般的でしたが、上述のように偽造や紛失、様式の不備を招く恐れがありました。しかし、法務局に預けることで、紛失や偽造等の心配がなくなるうえ、（施行前なので実際の運用はそれほど公にはなっていませんが）法的に有効な様式かどうか最低限のチェックをしてくれるとされています。また、公正証書遺言と同様、家庭裁判所による「検認」手続きも不要になるなどのメリットも大きいです。

ただし、最低限のチェックは入るとしても、法務局での保管が、そのまま自筆証書遺言の有効性の担保とはならないという点には注意が必要です。内容や様式に致命的な不備があれば、これまで同様、無効になってしまうのです。やはり公正証書遺言を作成するのがベストだと言えます。

また、法務局への保管申請は、必ず本人が出向いて行わなければならず、代理人は認めてもらえません。この保管制度を利用したければ、体が動くうちに行動に移す必要があるのです。

本制度の詳細については、法務省のホームページにも掲載されていますので、ぜひ一度ご覧になってください。

<https://bit.ly/30Mq8p2>

そのホームページにも掲載されていますが、以下のとおりポイントを抜粋しました。

■自筆証書遺言の保管申請の流れについて

①自筆証書遺言を作成する。

　注意事項をよく確認しながら、遺言書を作成してください。

②保管申請する法務局（遺言書保管所）を決める。

※保管申請ができる法務局

　以下、ａ～ｃのいずれか管轄する法務局

　　ａ．遺言者の住所地

　　ｂ．遺言者の本籍地

　　ｃ．遺言者が所有する不動産の所在地

　　ただし、すでに他の遺言書を法務局に預けている場合は、その法務局になります。

③申請書を作成する。

　申請書の様式は、法務省ホームページからダウンロードできますし、法務局窓口にも備え付けられています。

④保管申請の予約をする。

⑤保管申請をする。

　本人確認書類などの必要書類や手数料（1通につき3,900円）、その他注意事項についてはご確認ください。

⑥保管証を受け取る。

　手続き完了後、遺言者の氏名、生年月日、法務局の名称および保管番号が記載された保管証が発行されます。この保管証は無くさないように大切に保管してください。

■法務局で遺言の書き方を教えてくれる？

遺言の作成に関する相談は、法務局では一切応じてくれません。

遺言の様式について、注意事項を確認しながら、不備がないように自分で作成する必要があります。

■保管申請をした後に、遺言の内容を変更したい場合はどうすればいい？

保管申請を撤回して遺言書の返還（手数料はかかりません）を受けて、遺言の内容を変更してから、再度保管申請をしていただくことをオススメします。撤回をせずに新たな遺言を預けることも可能です。いずれの場合も、改めて保管申請の手数料がかかります。

最後に、上述のとおり、遺言が作成しやすくなり、安心して保管できるようになりました。相活士の行動理念の一つ目に「遺言を書くことを推奨します。」とあります。相活士の皆さまにはぜひ遺言を作成していただきたいですし、ご家族や友人・知人の方々にも広めていただきたいと思います（公正証書遺言を最優先でご検討ください）。

遺言の作成方法や注意点を教えてほしい、など遺言に関するご相談やご依頼も当協会にはたくさん寄せられていますので、皆さまもいつでも遠慮なくご連絡ください。

☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆

２．メディア掲載情報

新刊JPに当協会代表・江幡のインタビューが掲載されています。

前編　<https://bit.ly/3cEQrzP>

後編　<https://bit.ly/2AN3cLC>

☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆

３．遺言相続ドットコム本日更新内容

**第26回　寄与分②**

前回に引き続き「寄与分」の制度についてご説明します。

＜参考＞第25回「寄与分②」（2020.4.28）

今回は、寄与分の具体的な算定方法と特別の寄与制度について、２回に分けてお話します。

**寄与分の算定方法は？**

＜ＣＡＳＥ①＞

Ａには、妻Ｂと子Ｃ・Ｄがいる。

Ａには、自宅の土地建物（2000万円）と1000万円の預金がある。

その後、Ａは死亡したが、ＣはＡの死亡前からＡの家業を長年手伝ってきたため、Ｃに600万円の寄与分が認められた。

さて、この事例でＢＣＤそれぞれの相続分はどのように算定されるでしょうか。前回確認した寄与分の条文を見てみましょう。

*（寄与分）*

***第九百四条の二****共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、****被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。***

*２～４（省略）*

　下線を引いた部分が算定方法の記載ですが、要約すると算定方法は以下のとおりです。

**①被相続人が相続開始時に有していた財産の価額から寄与分額を控除した財産を、相続財産とみなす（以下「みなし相続財産」といいます）。**

**②寄与分を主張する相続人の相続財産は、①で計算したみなし相続財産の価額に相続分を乗じ、これに寄与分を加えた価額となる。他方で、寄与分を主張できない相続人の相続財産は、みなし相続財産に相続分を乗じた価額となる。**

なお、寄与分はあくまでも「被相続人が相続開始時に有していた財産」の中で認められるものに過ぎませんので、持ち戻された生前贈与分は計算には含めません。

ＣＡＳＥ①について具体的に計算してみましょう。相続分はＢが2分の1、ＣとＤは各4分の1です。

みなし相続財産は、2000万円（土地建物）＋1000万円（預貯金）－600万円（Ｃの寄与分）＝**2400万円**となります。そうすると、

Ｂの相続分は、2400万円（みなし相続財産）×1/2（Ｂの相続分）＝**1200万円**

Ｃの相続分は、2400万円（みなし相続財産）×1/4（Ｃの相続分）＋600万円（Ｃの寄与分）＝**1200万円**

Ｄの相続分は、2400万円（みなし相続財産）×1/4（Ｄの相続分）＝**600万円**

となります。

　１点注意すべきは遺贈があった場合です。「寄与分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。」（民法第904条の2第3項）とありますので、例えば、相続開始時の財産の総額が3000万円あり、そのうち2500万円が遺贈に供されている場合、寄与分は500万円の限度でしか認められません。他方で、過大な遺贈がなされ、それが相続人の遺留分を侵害する場合には、このことは寄与分を決める際の「一切の事情」（民法第904条の2第2項）として考慮されると考えられています。

次回は、特別の寄与制度についてご説明します。

☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆

４．相活士ONLINEリニューアルに伴う暫定サイトのお知らせ

相続終活専門士のサイトは通常どおり運営していますが、そこからログインする会員ページ「相活士ONLINE」に関して、サイトリニューアルに伴い、現在暫定サイトをご用意しています。チラシのダウンロードも可能ですので、ぜひご活用ください。

リニューアル後に、改めてご連絡いたします。（近日中に公開予定！）

ログインのユーザー名、パスワードは以下のとおりです（全員共通）。

ユーザー名：sokatsu\_member

パスワード：xzOKHEMD

☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆

５．新型コロナウイルスに関する対応

新型コロナウイルス感染拡大により、相活士団体受験やセミナー等を中止させていただいておりましたが、以下のとおり順次再開いたします。

東京会場　2020年度第一回試験詳細

日時：2020年8月1日(土曜日)13時～14時

場所：クリエイト紀尾井町6階（東京都千代田区紀尾井町3-31）

大阪会場　2020年度第一回試験詳細

日時：2020年8月1日(土曜日)13時～14時

場所：NSEリアルエステート貸し会議室（大阪市北区西天満2-6-8 堂島ビルヂング）

☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆

６．更新を迎える方へ

相活士取得から１年が経過する前に皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。

11月更新以降の方より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一することになりました。

払込票の更新費用は2年更新分（1年更新料3,000円×2年の6,000円税別）です。

有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。

名刺の記載に間違えがなく更新ご希望の方は払込票にて更新費用をお支払いください。

入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺100枚を送付いたします。

既に、自動振替サービス確認書を提出済みの方も次回の更新より、口座引落ではなくコンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックをお願いいたします。

また、勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡お願いいたします。

※更新書類が届かなくなりますので、必ず異動があった場合は

事務局(03-5210-1238　もしくは　info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆

７．相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします。

具体的には・・・

* 1. 遺言を書くことを推奨します。
	2. 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
	3. 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お申込みやお問い合わせは

一般社団法人　相続終活専門協会

電話03－5210－1238　ファックス03－5210－1233

メールinfo@sokatsu.jp

☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆　☆☆★☆